

【固定資産税（償却資産）に関する申告のお願い】

●償却資産とは？

償却資産とは、事業を営んでいる法人や個人の方が所有し、その事業のために用いることのできる機械・器具・備品等（土地・家屋を除く）のことをいいます。それらの償却資産は、固定資産税の課税対象となり、事業を営んでいる法人や個人の方は、**「償却資産申告書」「種類別明細書」を毎年提出する必要があります。**

なお、固定資産税の税額は、償却資産の前年度評価額に「耐用年数に応じた減価残存率」を乗じて得た価額（＝課税標準額。但し、前年中に取得した償却資産の場合は、取得価格に「耐用年数に応じた減価残存率の2分の1」を乗じて得た価額）に、税率（1.4%）を乗じて算出します。なお、**課税標準額が他の償却資産と合わせて150万円に満たない場合は、固定資産税は課税されませんが、その場合でも事業を営まれている限り、償却資産の所有状況の申告は毎年必要となります。**

●太陽光発電設備を設置された方へ

太陽光発電設備も償却資産に該当し、固定資産税の課税の対象となる場合があります。下記の『申告が必要となる方』『償却資産と家屋の区分』を参考に所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。申告の対象となる場合は、同ホームページ上にある「各種申請書ダウンロード」から申告書をダウンロードしていただき、償却資産の使用状況を申告していただきますようお願いいたします。

なお、償却資産に該当する太陽光発電設備によっては、課税標準額を一定期間減らすことのできる場合がありますので下記の『再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について』も確認をお願いいたします。

（1）申告が必要となる方

設置者	申告が必要となる場合
法人	事業の用に供している資産になります。売電をされているかいないかにかかわらず償却資産として 申告の対象となります。
個人（個人事業主）	店舗やアパート、農業など事業を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、事業の用に供している資産となります。売電されているかいないかにかかわらず償却資産として 申告の対象とな

	ります。
個人	<p>住宅や土地に設置した太陽光発電設備を事業の用に供している場合は償却資産として申告の対象となります。発電出力が10キロワット以上の設備は、売電事業用の資産となりますので申告の対象となります。</p> <p>※「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復しておこなうことをいいます。</p>

(2) 償却資産と家屋の区分

償却資産と家屋の区分については次のとおりです。表中の「償却」となっている設備は償却資産として申告していただき、「家屋」となっている設備は家屋として課税させていただきます。

太陽光パネルの設置方法	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

(3) 再生エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

平成25年度から、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について、固定資産税における課税標準の特例が適用されます。（税制改正により取得時期や特例率などが変更される場合があります。）

太陽光発電設備については、取得時期により対象設備や必要な書類が異なり

ますのでご注意ください。

平成24年5月29日から平成28年3月31年までに太陽光発電設備を取得した場合

対象設備	経済産業省による『再生可能エネルギーの固定価格買取制度』の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備（変電設備、送電設備などを含む）のうち償却資産に該当する部分が対象となります。ただし、住宅等太陽光発電設備（低圧かつ発電量10キロワット未満）を除きます。
特例期間及び特例割合	該当設備に対して新たに固定資産税を課税させていただくこととなる年度から3年度分の固定資産税に限り、該当設備の課税標準額を3分の2の額とします。
必要書類	1) 償却資産申告書 2) 種類別明細書 3) 償却資産に係る課税標準額の特例に関する申請書 4) 経済産業省が発行する『10キロワット以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書』または、『再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について（通知）』の写し 5) 電気事業者が発行する『電力需給契約に関するお知らせ』または『系統連系契約書』の写し

●償却資産の申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

償却資産の申告をして頂けない場合は、地方税法の規定により、税務署資料等を調査させていただく場合があるほか、事業所に直接訪問し実地調査を行う場合があります。さらに償却資産の不申告に関して過料が科せられる場合や、過料に加えて延滞金を徴収する場合があります。（地方税法第353条・386条・368条）

また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。